

鶴岡市議会基本条例

逐条解説

令和 7 年 1 0 月制定
鶴岡市議会

○ 鶴岡市議会基本条例 逐条解説

目次

前文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
第1章 総則	
第1条 目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
第2章 議会及び議員の活動原則	
第2条 議会の活動原則・・・・・・・・	3 ページ
第3条 議員の活動原則・・・・・・・・	5 ページ
第3章 市民と議会との関係	
第4条 市民参加の推進・・・・・・・・	6 ページ
第5条 意見交換会・・・・・・・・・・	7 ページ
第6条 情報公開の推進・・・・・・・・	8 ページ
第7条 広報広聴機能の充実・・・・・・・・	9 ページ
第4章 議会と市長等との関係	
第8条 基本原則・・・・・・・・・・	10 ページ
第9条 政策等形成過程の資料要求及び説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・	11 ページ
第10条 予算及び決算における資料の要求並びに説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・	12 ページ
第11条 議決事件の指定・・・・・・・・	13 ページ
第12条 附帯決議への対応・・・・・・・・	14 ページ
第13条 請願採択への対応・・・・・・・・	15 ページ
第5章 議会機能の強化	
第14条 専門的識見の活用・・・・・・・・	16 ページ
第15条 議員間討議・・・・・・・・・・	17 ページ
第16条 委員会活動の充実・・・・・・・・	18 ページ
第17条 議員研修の充実強化・・・・・・・・	19 ページ
第18条 意見陳述の対応・・・・・・・・	20 ページ

第6章 議員の政治倫理

第19条 政治倫理の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 ページ

第20条 政務活動費の執行及び公開・・・・・・・・・・・・ 22 ページ

第7章 議会事務局の充実等

第21条 議会事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 ページ

第22条 議会図書室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 ページ

第8章 議会の組織

第23条 議員の定数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 ページ

第24条 会派・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 ページ

第25条 議長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 ページ

第26条 議員報酬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28 ページ

第9章 議会改革の推進

第27条 議会改革の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29 ページ

第28条 最高規範性等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 ページ

第29条 条例の検証と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 ページ

附則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32 ページ

前文

鶴岡市は、平成17年10月1日に、1市4町1村の合併により誕生し、東に出羽三山を仰ぎ、西には日本海を望む広大な市域を有しており、それぞれの地域では、自然に紐づいた地域ならではの歴史と文化、生活が形成されている。

地方分権が進展し、地方公共団体には自主性・自立性が強く求められている。このような状況において、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割や責務は、これまで以上に重要となっている。

また、議会は、地方公共団体の最高意思決定機関であることを踏まえ、市長その他の執行機関から独立し、かつ、対等な関係を保持しながら、監視機能及び立法機能を十分発揮し、地方自治の本旨である住民自治と団体自治の実現を目指さなくてはならない。

鶴岡市議会では、市民に開かれた透明性の高い議会を目指し、これまでも様々な議会改革に取り組んできたが、今後は、多様な民意を的確に市政に反映させるための積極的な政策立案や政策提言を行い、市民の福祉の増進及び市政の発展により一層寄与することが求められている。

このたび議会在が果たすべき役割を明らかにした上で、市民の負託に真摯に答えていくことを決意し、議会における最高規範として、ここに鶴岡市議会基本条例を制定する。

【趣旨】

前文には、鶴岡市議会が議会基本条例を定めるに当たっての基本的な理念を示すとともに、市民に対する決意が込められています。

【説明】

この条例は、鶴岡市議会が、今後どのような方針で活動していくかを明らかにするためのものです。鶴岡市議会は、これまでも市民に開かれた議会を目指して様々な改革を進めてきましたが、この条例を通じて市民の負託に真摯に答え、より良い鶴岡市を築いていくことを改めて約束し、議会活動の最も大切なルールとして、この「鶴岡市議会基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制（※1）の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、地方自治の本旨に基づき市民の福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例では、この条例を制定する目的を定めるもので、条例全体の解釈・運用の指針となるように規定しています。

【説明】

この条文は、二元代表制の下、議会の活動理念や議員の活動に関する基本的事項を定め、それに沿って議会が活動し、その役割や責務を果たすことにより、最終的には市全体の持続可能で豊かなまちづくりを実現し、市政の発展等を目指すことを目的としています。

【用語】

※1 **二元代表制**：「二元代表制」とは、市長と市議会議員とともに市民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市の意思決定機関であり、行政の監視機関としての責任を果たすとともに、市民の意見を市政に反映させるため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 情報公開及び市民参加の推進に努めること。
- (2) 透明性、公平性及び公正性を確保すること。
- (3) 平易な言葉で説明責任を果たすこと。
- (4) 法令等（※2）を遵守すること。
- (5) 市民の理解が得られる議会運営に努めること。
- (6) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提言（以下「政策形成」（※3）という。）の強化に努めること。
- (7) 大規模災害等に対する危機管理体制の整備に努めること。

【趣旨】

この条文は、議会がどのような原則に基づいて活動すべきかについて規定しています。

【説明】

議会の活動原則として、市の意思決定や行政の監視機能など、持てる権能を十分に駆使して責務を果たすとともに、市政の課題に市民の意見を反映した政策形成を行うことや説明責任を果たすこと、市民に理解が得られる活動を行うよう努めることを規定しています。また、大規模災害等の発生時には、議会としても危機管理体制の整備に努めます。

【用語】

※2 **法令等**：「法令等」とは、国の憲法、法律、政令及び府省令、地方の条例、規則、規程等のことをいいます。

※3 **政策形成**：「政策形成」とは、市が直面する課題を特定し、その解決に向けて具体的なルールや計画を策定する一連のプロセスのことをいいます。このプロセスには、議会が調査機能を発揮して市民福祉の増進につながる計画や事業を考え、議員提出議案として主体的に提案する「政策立案」や、執行機関に対して解決策・改善策を提言書などで提示する「政策提言」が含まれます。

【参考】

鶴岡市議会における災害発生時の対応要領

鶴岡市議会における災害発生時の初動マニュアル

(議員の活動原則)

第3条 議員は、直接選挙で選ばれた市民全体の代表者であることを自覚し、合議制の機関である議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 一部の市民、団体及び地域の課題に偏ることなく、市政全体の課題全般について、自らの良心と責任をもって市民の負託に応えること。
- (2) 議会活動を市民に説明する責務を有すること。
- (3) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。

【趣旨】

この条文は、議会を構成する議員が、どのような原則に基づいて活動すべきかを規定しています。

【説明】

議員は、市民全体の代表者であることを自覚し、議会を構成する一員として、市政全般について市民の負託に応えるために活動しなければならないことを定めています。また、議員は、多様な市民の意見を反映し、市政の課題を把握するとともに、自己研鑽に努め、市民の代表にふさわしい活動を行うこととしています。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加の推進)

第4条 議会は、市民の意見を議会活動に反映することができるよう市民参加の推進を図るとともに、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、第2条(議会の活動原則)で定めた「市民参加の推進」について規定しています。

【説明】

市民との関係においては、市民参加の推進、意見聴取の機会の確保に努めることを定めています。

(意見交換会)

第5条 議会は、市民に開かれた議会を目指すために、市政等に関する課題、政策的な情報等について、必要と認める場合は、市民との意見交換会を行うものとする。

【趣旨】

この条文は、第4条(市民参加の推進)の具体的なものとして、議会が市民や団体等と市政課題について、意見交換会を行うことを規定しています。

【説明】

議会では、より市民に開かれた議会とすることを旨とするとともに、市政や議会に関する課題や情報・意見の聴取等を具体的に行うことを目的に、「市民との意見交換会実施要綱」等を定め、常任委員会ごとの政策課題などをテーマに意見交換会を実施しています。

【参考】

鶴岡市議会市民との意見交換会実施要綱

鶴岡市議会市民との意見交換会運営の手引き

(情報公開の推進)

第6条 議会は、議会の役割及び活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

【趣旨】

この条文は、第2条(議会の活動原則)で定めた「情報公開の推進」について規定しています。

【説明】

議会は、市民に対し、議会の役割や議会活動についての、情報公開の徹底を図るとともに、必要に応じて、議会報告会などの開催検討も含め、多様な機会を活かして十分な説明責任を果たすことを定めています。

(広報広聴機能の充実)

第7条 議会は、鶴岡市議会広報広聴委員会を設置し、広報広聴機能の充実に努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会における広報広聴機能の充実を図ることを規定しています。

【説明】

議会は、より市民に開かれた議会とすることを目指すとともに、市民に広く議会活動を理解してもらうために、市議会だよりや本会議のインターネット配信などをはじめ、多様な媒体等の活用なども図りながら、広報広聴機能の充実に努めることを定めています。

【参考】

鶴岡市議会広報広聴委員会規程

鶴岡市議会だより発行規程

第4章 議会と市長等との関係

(基本原則)

第8条 議会は、議会審議において、市長その他の執行機関（※4）（以下「市長等」という。）と対等な関係を保持し、市長等の事務執行の監視及び評価を行うものとする。

【趣旨】

この条文は、二元代表制における議会と市長等との関係、また議会の役割について規定しています。

【説明】

議会は、市民を代表する議決機関であることを自覚し、市長等から提案された議案等に対する審議においては、議決のほか、附帯決議（※5）を付するなど、事務執行に係る監視機能を果たすとともに評価を行うものです。

【用語】

※4 **執行機関**：「執行機関」とは、市の施策や事務を行う権限を持つ機関で市長のほか教育委員会・選挙管理委員会・監査委員会などをいいます。

※5 **附帯決議**：「附帯決議」とは、可決された案件に対し、事業を執行する上での要望や留意事項を述べるために提出することをいいます。

(政策等形成過程の資料要求及び説明)

第9条 議会は、重要な政策（※6）等について論点を明確にし、政策水準の向上を図るため、市長等に対し、説明資料を提出するとともに、必要に応じてその形成過程（※7）を説明するよう求めることができるものとする。

2 議会は、前項の説明を求めた場合、市長等に対し速やかな対応に努めるよう求めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会が市長等に対し、重要な政策等をつくる場合や変更する場合に、必要に応じて説明資料の提出と説明を求めることを規定しています。

【説明】

議会は、重要な政策等について審議する際に、提案者である市長に対して、概要や予算だけでなく、その政策の形成過程の説明を求め、明らかにすることにより、審議等の水準を高めます。

また、市長等に速やかに対応するよう努めることを求めます。

【用語】

※6 **重要な政策**：「重要な政策」とは、新たな政策・変更、制度、計画、条例(重要な規則を含む。)等をいいます。

※7 **形成過程**：「形成過程」とは、政策における①背景、②他の政策案等の検討内容、③他の自治体の類似する政策との比較検討、④総合計画との整合性、⑤関係ある法令及び条例等、⑥財源措置、⑦将来にわたる政策等のコスト計算等のことをいいます。

(予算及び決算における資料の要求並びに説明)

第10条 議会は、予算及び決算を審議するに当たっては、市長等に対し、施策別又は事業別に分かりやすい説明資料を提出するとともに、説明に努めるよう求めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会は市長等に対し、予算・決算審議にあたり説明資料の提出と説明を求めることを規定しています。

【説明】

議会は、予算・決算審議にあたり施策や事業等の成果から財政を含めた事業の適正性及び持続可能性を審議するために説明を求めるものです。

(議決事件の指定)

第 11 条 議会は、透明性の高い市政運営に資するため、議会における審議が必要と認める事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、議決事件として別に条例で定めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会は、議決事項について別途条例で定めることができることを規定しています。

【説明】

地方議会が議決すべき事項については、地方自治法第 96 条第 1 項に列举されているほか、同条第 2 項において、条例で議決事件として追加することができるとされています。市政における重要な計画などについて、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較考量した上で、議決事件として個別の条例の中で定めることができることを示しています。

【参考】

鶴岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(第 96 条第 1 項)

鶴岡市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例

鶴岡市総合計画策定条例

鶴岡市名誉市民に関する条例

鶴岡市情報公開条例

鶴岡市公有林野官行造林条例

鶴岡市表彰条例

(附帯決議への対応)

第12条 議会は、本会議において可決した附帯決議について、市長等に対し、最大限尊重することを求めるとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会で可決した附帯決議に対し、市長等に対応するよう求めることを規定しています。

【説明】

議会は、本会議において可決した附帯決議について、市長等に対して決議の内容を最大限尊重することや事後の取り組みや進捗状況などその対応を適時適切に議会に報告するよう求めるものです。

(請願採択への対応)

第13条 議会は、本会議において採択した請願（※8）のうち、市長等において措置することが適当と認めるものについては、市長等に対し、その趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会は、採択した請願に対し、市長等において措置することが適当な事案については、市長等に対応するよう求めることを規定しています。

【説明】

議会は、採択された請願のうち、市長等において措置すべきものについては、その趣旨を実現するよう求めるとともに、事後の状況や対応等を議会に報告するよう求めるものです。

【用語】

※8 請願：「請願」とは、国や地方公共団体などの公共機関に対して、その所管する事務について一定の措置を行うよう（または行わないよう）要望を伝える行為のことをいいます。

第5章 議会機能の強化

(専門的識見の活用)

第14条 議会は、学識経験者等の専門的な識見を活用し、議会機能の強化に努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会機能を強化するため、必要に応じて学識経験者等の専門的識見を活用することについて規定しています。

【説明】

議会において、学識経験者等の専門的識見が必要な場合に活用することを定めています。

【参考】

地方自治法第100条の2

地方自治法第115条の2

(議員間討議)

第15条 議会は、議案及び請願の審査に当たっては、議員相互間の自由な議論により、合意形成を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会に提出された議案（議員提案含む）や議案として上程された請願の審査にあたって、それぞれの会議（委員会、議員全員協議会）において、議員相互が自由に討議し、合意形成に努めることについて規定しています。

【説明】

議案等に関する説明や質疑応答だけではなく、議員同士の自由闊達な討議による審議が重要であるとの認識から、議員間討議に努めることを定めています。

【参考】

鶴岡市議会議員間討議実施要領

(委員会活動の充実)

第16条 委員会は、その所管に属する議案及び請願の審査並びに事務調査を充実させ、その機能を十分に発揮するものとする。

2 委員会は、議会における政策形成を積極的に行うよう努めるものとする。

3 委員会の運営については、鶴岡市議会委員会条例（平成17年鶴岡市条例第253号）の定めるところによる。

【趣旨】

この条文は、委員会に付託された議案や請願の審議にあたって、その専門性と特性に基づいて、審査及び調査を十分に行うことを規定しています。また、関連する課題に対する政策形成に努めることを定めています。

【説明】

各委員会は、所管する行政課題について、専門的な審査機能を有しており、その専門性や特性を生かした運営に努めています。

委員会の果たす役割は、今後ますます重要なものとなることから、委員会における議案審査のみならず、政策形成に努めることとしています。

【参考】

鶴岡市議会委員会条例

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の政策形成能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に資するため、専門家及び有識者による研修会を積極的に開催するものとする。

【趣旨】

この条文は、議員による政策形成を促進するため、研修の充実を図ることを定めています。

【説明】

一般職の職員には地方公務員法で研修の機会が保障されていますが、議員には同様の規定がないため、議員の資質や政策形成に必要な能力を向上させるために、議員研修の充実強化に努めます。

また、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野の専門家や他の自治体の知見を取り入れた研修会を開催することとしています。

(意見陳述の対応)

第18条 議会は、請願の審査に当たり、請願者から意見陳述の申出があるときは、意見を聴くことができるものとする。

【趣旨】

この条文は、請願者の意見陳述について規定しています。

【説明】

請願は、市民からの文書による政策提言・訴えとして付託先の常任委員会で審査していますが、文書では表現し切れない内容について、請願者からの申出により、説明を聴く機会を設けることを定めています。

【参考】

地方自治法第115条の2第2項

鶴岡市議会委員会における請願者の意見陳述実施要領

請願書提出の手引き

第6章 議員の政治倫理

(政治倫理の遵守)

第19条 議員は、市民の代表として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感をもって議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めるものとする。

2 議員の政治倫理に関して遵守すべき規律の基本事項については、鶴岡市議会議員政治倫理条例（平成30年鶴岡市条例第32号）の定めるところによる。

【趣旨】

この条文は、議員は政治倫理を遵守することを規定しています。

【説明】

議員には高い倫理的な義務が課せられていることから、議員は品位を保持するとともに、信頼される議会を目指して、別に定める条例を遵守することを定めています。

【参考】

鶴岡市議会議員政治倫理条例

鶴岡市議会議員政治倫理条例施行規程

(政務活動費の執行及び公開)

第20条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、使途の透明性を確保し、適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の交付、執行等に関する具体的な事項については、鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年鶴岡市条例第272号）の定めるところによる。

【趣旨】

この条文は、政務活動費の有効活用と、政務活動費の使途等を明らかにしなければならないことを規定しています。

【説明】

政務活動費は、議員の政策の調査研究その他の活動に資するための必要な活動の経費の一部として、条例に基づき、会派及び会派に属さない者にあつては議員に対して交付することを定めています。

また、政務活動費の使途に関して、透明性を確保するため、別に定める条例を遵守することを定めています。

【参考】

地方自治法第100条第14項

鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例

鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

政務活動費の手引き

第7章 議会事務局の充実等

(議会事務局)

第21条 議会は、議会及び議員の政策形成能力を向上させるとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査、法務等に関する機能の充実強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会事務局の調査・法務機能の充実等について規定しています。

【説明】

議会事務局は、議会事務に従事し、議長及び議員の職務を補助する組織として置かれています。議会がその機能を十分発揮できるよう、事務局の機能を充実・強化していくことを定めています。

【参考】

地方自治法第138条第2項

鶴岡市職員定数条例

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の政策形成能力の向上に資するため、議会図書室の充実及び機能の強化に努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会図書室の機能の充実等について規定しています。

【説明】

議会に必要な資料等の収集保管だけでなく、議員の政策形成を支援するため、図書室機能を充実・強化することを定めています。

【参考】

地方自治法第100条第19項

地方自治法第100条第20項

第8章 議会の組織

(議員の定数)

第23条 議会の議員の定数（以下「議員定数」という。）については、鶴岡市議会議員定数条例（平成24年鶴岡市条例第52号）の定めるところによる。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点、他市の状況、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議員定数を改正する場合の手続き等について規定しています。

【説明】

議員の定数については、別の条例で定めています。ここでは、その見直しをする際には、市政の現状、将来の展望などを十分考慮し、更に類似市との比較、市民の意見を聴取するなど十分検討して決定することを定めています。

【参考】

鶴岡市議会議員定数条例

(会派)

第24条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができるものとする。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

3 会派は、その政策理念に基づき、政策形成を組織的に推進するものとする。

【趣旨】

この条文は、議員が充実した議会活動を行うために結成する会派について規定しています。

【説明】

会派とは当該議会で基本的政策が一致した議員の集団のことで、鶴岡市議会では2人以上で構成しています。

(議長)

第25条 議長は、議会を代表し、中立公正な職務遂行に努めるとともに、円滑な議会運営を行うものとする。

【趣旨】

この条文は、議長の責務について規定しています。

【説明】

議長には、地方自治法第104条の規定により、議会の代表者として、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理等を行う職務権限がありますが、中立公正に行わなければならないことを定めています。

【参考】

地方自治法第104条

(議員報酬)

第26条 議員報酬は、鶴岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年鶴岡市条例第57号）の定めるところによる。

2 議会は、議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点、他市の状況、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議員報酬の額を改正する場合の手続等について規定しています。

【説明】

議員の報酬については、別の条例で定めています。ここでは、その見直しをする際には、市政の現状、将来の展望などを十分考慮し、更に類似市との比較、市民の意見を聴取するなど十分検討して決定することを定めています。

【参考】

鶴岡市特別職の職員の給与に関する条例

第9章 議会改革の推進

(議会改革の取組)

第27条 議会は、社会環境の変化及び新たに生じる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

【趣旨】

この条文は、議会改革の継続性を規定しています。

【説明】

この条例に規定する目的を達成するために、鶴岡市議会が議会のあるべき姿を常に見極め、議会改革を継続して取り組む決意を定めています。

(最高規範性等)

第28条 この条例は、議会における最高規範であり、議会及び議員のあり方の理念を示すものである。

2 議会に関する条例、規則等（次条において「議会関係条例等」という。）の制定、改正及び廃止に当たっては、この条例の目的を尊重し、整合を図るものとする。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行うものとする。

【趣旨】

この条文は、この条例の最高規範性を明示し、それに基づいた他の条例や規則等との関係のほか、議会と議員の在り方について規定しています。

【説明】

この条例は、議会運営における最高規範でありあることを示しています。

また、議会に関する他の条例や規則等の制定や改正及び廃止を行う場合には、この条例との整合を図ることを定めています。

なお、この条例の理念を、常に全議員が共有・認識しておくため、一般選挙後には必ず、速やかに研修を行うことを義務化しています。

(条例の検証及び見直し)

第29条 議会は、この条例の目的の達成状況について検証を行うものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正等が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

【趣旨】

この条文は、本条例が形骸化しないように、条例制定後も検証を行うことなどを規定しています。

【説明】

この条例の目的が達成されているかを検証することを示しており、その検証については「議会運営委員会」または、設置された場合は「議会改革特別委員会」で行うものとします。

検証の結果、制度の改善が必要と認められる場合は、条例改正等の措置を講じることを定めています。

【参考】

鶴岡市議会基本条例の検証に関する実施要領

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行（※ 9）する。

【趣旨】

この条文は、条例がいつから施行されるのか（効力を持つのか）を定めています。

【説明】

鶴岡市議会基本条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行されます。この日は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日の合併から 2 0 年となる節目の日であり、新たな議会の歩みを始める意味合いも込められています。

【用語】

※ 9 **施行**：制定した法令（条例や規則等）が、実際に効力を持ち、適用され始めることをいいます。法令は、公布（世の中に知らせること）された後、この「施行」によって初めて法的な効力が発生します。